

八王子市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱

平成 27 年 12 月 8 日
改正 令和 3 年 3 月 3 日
改正 令和 6 年 2 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「法施行規則」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者（八王子市介護予防日常生活支援総合事業の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成 27 年 11 月 20 日）第 2 条第 2 号に規定する指定事業者をいう。以下同じ。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(指定の期間)

第 3 条 法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の 7 の規定により市が定める期間は、6 年とする。

(変更の届出等)

第 4 条 指定事業者は、指定の申請事項に変更があったときは、変更届を 10 日以内に市長に提出しなければならない。

- 2 指定事業者は、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を廃止し、又は休止しようとするときは、廃止届又は休止届をその廃止又は休止の日の 1 月前までに市長に提出しなければならない。
- 3 指定事業者は、当該総合事業を再開したときは、再開届を 10 日以内に市長に提出しなければならない。
- 4 指定事業者は、第 2 項の規定による総合事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前 1 月以内に当該サービスを受けていた者であって、当該総合事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該サービスに相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、第一号介護予防支援事業を行う事業者又は介護予防支援事業所その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(指定の通知等)

第 5 条 市長は、法第 115 条の 45 の 5 第 1 項及び法第 115 条の 45 の 6 第 1 項に規定する申請があった場合は、法第 115 条の 45 の 5 第 2 項の規定に基づき指定の適否を審査し、指定事業者の指定及び更新の決定をしたときは、書面により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定の拒否)

第 6 条 前条第 1 項に規定する指定事業者の指定の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定をしないこととする。

- 1 申請者が、法人でない場合。
- 2 申請者が、八王子市暴力団排除条例（平成 23 年八王子市条例第 23 号）第 2 条第 3 号

- に掲げる暴力団関係者と認められる者であるとき。
- 3 当該申請に係る事業者指定によって、八王子市介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超えることとして認めるとき。
 - 4 申請者が、法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する第一号事業（以下「第一号事業」という。）の人員、設備及び運営に関する基準等に従って適正な第一号事業の運営をすることができないと認められるとき。
 - 5 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 6 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「政令」という。）で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 7 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 8 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく 3 月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
 - 9 申請者が、法第 115 条の 45 の 9 の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前 60 日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）であるとき。
 - 10 申請者と密接な関係を有する者が、法第 115 条の 45 の 9 の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していないとき。
 - 11 申請者が、法第 115 条の 45 の 9 の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 5 条第 3 項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。
 - 12 申請者が、法第 115 条の 45 の 7 第 1 項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第 115 条の 45 の 9 の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として八王子市長が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に、検査日から起算して 10 日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第 5 条第 3 項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。
 - 13 第 11 号に規定する期間内に第 5 条第 3 項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。
 - 14 申請者が、指定の申請前 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
 - 15 申請者が、法人で、その役員等のうちに第 5 号から第 9 号まで又は第 11 号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
 - 16 その他市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合

(事業者情報の提供)

第7条 市長は、指定事業者について、法第115条の45の5の規定により指定若しくは指定の更新をしたとき、又は法第115条の45の9の規定により指定の取消若しくは期間を定めて行う指定の全部若しくは一部の効力の停止をしたときは、都道府県、国民健康保険団体連合会その他市長が必要と認める者に対して、当該指定事業者等に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 介護保険事業所番号
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (4) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
- (5) 事業開始年月日（事業廃止年月日、事業休止年月日、事業再開年月日、指定取消年月日又は指定停止期間）
- (6) 運営規程
- (7) その他市長が必要と認める事項

(委任)

第8条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年3月1日から施行する。ただし、次項の規定については、公布の日から施行する。
- 2 市長は、この要綱の施行前においても、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な業務を行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月3日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。